

千葉県農地中間管理事業の推進に関する
基本方針

平成26年3月
千葉県

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

概ね10年後に、県内全農用地の51%を担い手が利用することを目標とする。

現在の農用地面積（128,000ha）が維持される場合、担い手が利用する農用地面積の目標は、約65,300haとなる。

2 1以外の農地の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

- (1) 農地中間管理機構（以下「機構」という。）が貸し付けた農地のデータを整理し、担い手ごとの分散錯圃の状況を把握し、連坦化・団地化を図る。
- (2) 機構が農地中間管理権を有する全ての農地について、電子地図システム化を図る。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 機構を担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置付け、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- (2) 各市町村における人・農地プランの作成・見直しと極力連動させることにより、効率的かつ効果的に推進する。

4 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 機構から市町村（農業委員会を含む）に、その同意を得て業務委託するとともに、農用地利用配分計画の案の作成を求めることを基本とする。
- (2) 市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等については、その能力・実績等を考慮して、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を認めることとする。

5 農地中間管理事業に関する啓発普及

人・農地プランの作成・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に機構の活用方法等について、周知徹底を図る。

6 農地中間管理事業を推進するための施策

農地中間管理事業を効果的に推進するため、農地の受け手となる意欲ある多様な農業者の確保・育成について、次のとおり取り組む。

- (1) 新規就農希望者の就農・定着支援
- (2) 経営改善に取り組む農業者を支援し、企業的経営体を育成
- (3) 集落住民の合意に基づく集落営農組織の確保・育成

7 県、市町村、機構及び関係団体の連携及び協力

農地中間管理事業の円滑な実施を図るため、県、市町村（農業委員会を含む）、機構、関係団体で構成する「千葉県農地中間管理事業推進会議」を設け、密接な連携・協力の下に機構の活用を図る。